

論点等説明シート

事業名	港湾公害防止対策事業	担当部局庁	港湾局
事業についての論点等			
事業の背景・目的等	<p>昭和40年代に四大公害をはじめとする公害の被害が各地でクローズアップされ、昭和46年に環境庁が設置されるなど、環境への関心の高まりの中で、「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「公害財特法」という。）」が、昭和46年に制定され、同法に基づき、港湾においても昭和47年度より公害防止対策事業を開始した。</p> <p>その後、平成12年に制定された「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、平成14年に「ダイオキシン類による水底の底質の汚染に係る環境基準（150pg-TEQ/g）が告示・施行され、公害防止対策事業においてダイオキシン類対策も実施した。</p> <p>本事業は、港湾における公害を防止するための水質・底質環境の改善を図ることで、周辺市街地や自然に優しい水域環境の創造及び安全で安心な水辺空間の創出並びに安全で健康的な生活環境の確保を目指すことを目的とし、公害財特法に基づき、昭和47年より港湾においても港湾における公害の原因となる堆積汚泥等の浚渫、覆土等の事業について、地方公共団体（港湾管理者）が実施。公害防止対策事業の進捗及び環境基準の達成状況を踏まえ、公害財特法が令和2年度末をもって失効することとなり、その失効後から令和7年度までの予算補助として、財政措置を講じているところ。</p>		
論 点	<p>①事業を効率的かつ効果的に進めるためにはどのような対応が必要なのか。</p> <p>②事業への理解を得るために、事業効果等をどのように周知していくべきか。</p> <p>③コスト縮減を図りつつどのように事業を着実に進めていくのか。</p>		